

守口市市道認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく本市の市道として認定する路線の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(敷地の権原)

第2条 認定する道路敷地の権利関係については、次の要件が全て満たされていること。

- (1) 当該敷地部分の分筆登記がなされ、境界が確認できること。
- (2) 所有権以外の権利が存在しないこと。
- (3) 不法占拠又は土地をめぐる紛争がないこと。
- (4) 当該敷地の所有者全員が、その土地の所有権を本市に無償で移転（寄附）又は法律に基づき帰属するものであること。

(利用状況)

第3条 認定する道路については、不特定多数の人または車両が現に通行しているまたは通行することが予想されるものであること。また、法の規定に基づく占有許可を受けることができない物件が存在しないものであること。

(道路の接続)

第4条 認定する道路の接続については、次のいずれかに該当すること。

- (1) 公道から公道に接続していること。
- (2) 片方が公道へ接続し、他方が公園その他の公共施設に接続していること。
- (3) 片方が公道に接続し、他方が幅員4.0m以上ある他の私道に接続しており通り抜けが可能であること。
- (4) 市長が特に必要があると認めるもの。

(道路の構造)

第5条 認定する道路の構造については、次の要件が全て満たされていること。

- (1) 幅員が4.0m以上であること。
- (2) 当該道路内に道路排水施設が整備可能であること。
- (3) 擁壁等の道路構造を支持する部分に損傷箇所がないこと。
- (4) 通行の妨げ及び道路管理に支障となる占用物件がないこと。

附 則

この基準は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月15日から施行する。